

議案第 8 号

鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年条例第 12 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

提 案 理 由

職員の仕事と生活の両立を支援するため、子の看護休暇の対象となる子の範囲の拡大、介護両立支援制度の強化等したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成８年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第２項及び第４項中「３歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第１４条第２項第１４号を次のように改める。

(14) 義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、次に掲げる場合に該当するとき 一の年度において５日（その養育する義務教育終了前の子が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間

ア その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ その子に後遺障害の機能回復訓練を受けさせる際の介助を行う場合

ウ その子に健康診査、健康診断又は予防接種を受けさせる際の付添いを行う場合

エ その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合

オ その子（満１２歳に達する日後の最初の４月１日以後の子にあっては、特別支援学校等に在籍する者に限る。）が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があること又は災害その他急迫の事情があることにより臨時に休業となり、その子の世話をを行う必要がある場合

カ 地震、水害、火災その他その子の安全を確保する緊急の必要により、その子が在籍する学校等から保護者へその子の引渡しが必要とされている場合

第１５条第１項中「定める者」の次に「（第１８条の２第１項において「配偶者等」という。）」を加える。

第１８条の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第１８条の２ 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至

ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。